

令和6年7月から

障害福祉サービス等の受給者証の有効期限が、 利用者の「誕生月」に変更となります

※一部のサービスは変更しません。

変更の概要

現在の受給者証の有効期限は、毎年「6月」までとなっています。
近年の障害福祉サービス等の利用者の増加等により、更新申請時の窓口の混雑など、利用者の方への負担が増えています。
そのため、令和6年7月から、受給者証の有効期限を「誕生月」に変更します。

※例えば11月15日が誕生日の方は、有効期限が令和6年11月30日までとなりますので、それまでに更新申請が必要になります。
なお、令和6年度は、6月にも更新申請が必要です。(裏面をご確認ください)

変更の内容

以下の受給者証の有効期限が変更となります。

① 障害福祉サービス受給者証 (オレンジ色の受給者証)

※療養介護、施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)は変更しません。

② 障害児入所・通所支援受給者証 (ピンク色の受給者証)

③ 地域生活支援事業受給者証 (移動支援・日中一時支援)

(青色の受給者証)

※「療養介護医療受給者証」(灰色の受給者証)と「地域相談支援受給者証」

(緑色の受給者証)は変更しません。

変更内容のポイント

- 受給者証に記載している負担上限月額と支給決定期間の有効期限がどちらも誕生月となりますので、これまで年に数回更新していた方については、年1回の更新申請で済むようになりました(一部例外があります)。
- 受給者証の有効期限が変更となりますので、区役所から届いた更新後の受給者証を必ずご確認ください。
- その他の注意事項は裏面をご覧ください。

有効期限の変更に関する注意事項

令和6年度の受給者証の更新回数

令和6年7月より受給者証の有効期限が変更となるため、令和6年度のみ、受給者証を2回（6月と誕生日）更新する必要があります。

令和7年度以降は、年1回（誕生日のみ）の更新となります。

※例えば11月15日が誕生日の方は、「令和6年6月」と、「令和6年11月」に受給者証の更新を行う必要があります。

その後の有効期限は、「令和7年11月」→「令和8年11月」→「令和9年11月」となります。

療養介護・施設入所支援・グループホームと、その他のサービスを両方利用している方の受給者証の更新

負担上限月額の有効期限が6月のサービスと、誕生日のサービスを両方利用している場合は、どちらも6月が負担上限月額の有効期限となります。

（例）グループホーム（6月が有効期限）と就労継続支援B型（誕生日が有効期限）を利用している方

⇒ どちらも6月に負担上限月額の更新を行います。

ただし、各サービスの支給決定期間は別途更新する必要があります。

きょうだいで障害児サービスを利用している方の受給者証の更新

きょうだい児で障害児サービス（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）を利用している場合は、きょうだい児全員の有効期限が最年長児の誕生日となります。

また、最年長児が障害児サービスの利用を終了した場合は、次回の更新から、その次の最年長児の誕生日に有効期限を合わせます。

（例）兄が9月誕生日、弟が4月誕生日の場合

	R6.6		R6.9		R7.4		R7.9		R8.4
			兄の誕生日		弟の誕生日		兄の誕生日		弟の誕生日
兄	更新	→	更新	→	サービス終了				
弟	更新	→	更新	→			更新	→	更新